

新居浜市公告第 1 2 5 号

令和 8 年度軽自動車税納税通知書未着分の公示送達について

次の者に送達するべき令和 8 年度軽自動車税納税通知書は、名宛人の住所等不明のため送達することができないので、新居浜市総務部課税課で保管してあります。

いつでも名宛人に交付しますから申し出てください。

令和 8 年 8 月 1 7 日

新居浜市長 古 川 拓 哉



令和8年度 軽自動車税納税通知書未着分公示送達者一覧

通知書番号	氏 名
16586	高橋 静香
16594	高橋 静香
38008	鈴木 堯之
38211	遠藤 峻輝
38911	井上 蓮
39624	今井 輝
46086	南西工業 有限会社
46094	南西工業 有限会社
46451	東 竜也
50202	越智 優志
52141	釘宮 紀志美
52906	小林 美結
53554	加藤 由香里
54305	白石 聖
54313	白石 聖
56413	滝本 慎也
56421	瀧本 裕二
57681	DINH THI NGOC LANH
58947	西原 由香利
60062	平岡 稔章
60356	福田 大樹
60364	福田 大樹
61697	松木 優芽
62146	眞鍋 孝男
62154	眞鍋 孝男
62162	眞鍋 孝男
62171	眞鍋 孝男
63282	村上 雅
64157	山内 穰
64211	山川 ミノル
64572	山本 官央
64581	山本 官央
78140	岡村 小町
86428	白石 雅洋
87769	和家 英俊
100421	尾崎 真雄
108413	富永 祐輔
123536	曾我部 諒太
128813	横井 大蔵
136131	LIAO MIN
137090	木原 颯
142247	穂木 稔
158763	宇野 實雄
167029	三木 末廣
179329	越智 逸男

令和8年度 軽自動車税納税通知書未着分公示送達者一覧

通知書番号	氏 名
193941	木暮 晃
193950	木暮 晃
215201	白石 辰男
225614	近藤 有佳
235865	中津 光央
265535	西村 一男
265543	西村 一男
270695	佐々木 千代子
283363	岡崎 忠雄
290327	吉岡 忠
295957	村上 泰
336050	栗原 久男
342220	有限会社 晴海サービス
345342	藤田 浩一
345351	藤田 浩一
358347	近藤 勝春
359165	後藤 勝正
389081	西本 志乃武
389099	西本 志乃武
398951	小野 茂男
412309	篠原 徳光
443841	曾我部 哲也
446220	片岡 法彦
463957	酒井 裕史
468550	平田 政司
468568	平田 政司
476170	木浦 勇
485888	有限会社 成進建設
489476	加藤 高之
506125	秋山 信一
506133	秋山 信一
511749	鴻上 真一
522392	加藤 伸二
549762	山本 幸雄
551724	信岡 隆夫
567574	松木 伸安
567582	松木 伸安
567949	矢内 聖仁
567957	矢内 聖仁
570192	近藤 有吉
573795	堀江 紗妃
580538	有限会社 克興機
584495	池田 忠勝
584509	池田 忠勝

○地方税法

(公示送達)

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

○新居浜市税賦課徴収条例

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を新居浜市公告式条例(昭和25年条例第12号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

(昭35条例15・全改、昭41条例24・平28条例18・令7条例19・一部改正)

○地方税法施行規則

(公示送達の方法)

第一条の八 外国においてすべき送達においては、地方団体の長は、公示送達があつたことを通知することができる。